

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年8月10日
【四半期会計期間】	第105期第1四半期(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部 経理部長 渡辺 真也
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部 経理部長 渡辺 真也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第104期 第1四半期 連結累計期間	第105期 第1四半期 連結累計期間	第104期
会計期間	自 2015年 4月 1日 至 2015年 6月30日	自 2016年 4月 1日 至 2016年 6月30日	自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日
売上収益 (百万円)	139,249	136,929	547,922
営業利益 (百万円)	7,613	25,814	51,935
四半期(当期)利益 (百万円)	5,520	20,913	55,045
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	5,445	19,739	54,933
四半期(当期)包括利益 (百万円)	20,169	22,992	16,452
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	596,308	545,933	573,661
総資産額 (百万円)	1,001,720	963,054	973,987
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	19.06	69.03	192.23
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	19.01	68.92	191.76
親会社所有者帰属持分比率 (%)	59.5	56.7	58.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	21,131	4,776	95,617
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,397	23,362	6,701
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	42,491	14,733	72,944
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	138,716	172,749	179,326

(注1) 上記指標等は、国際会計基準(IFRS)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

(注2) 要約四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

(注3) 売上収益には消費税等を含めていません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、次のとおりです。

[医薬品事業]

2016年4月、当社は、吸収分割により、日本国内の消化器疾患領域に関連する事業の一部を分割し、味の素株式会社(東京都)の100%子会社である味の素製薬株式会社(東京都)に承継させ、新統合会社「EAファーマ株式会社」を発足しました。当社は、EAファーマ株式会社の60%の株式を取得し、同社を連結子会社としています。

2016年4月、当社グループは、当社の連結子会社であるサンノーバ株式会社(群馬県)の全株式をアルフレッサホールディングス株式会社(東京都)へ譲渡しました。

[その他事業]

主要な関係会社の異動はありません。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 5. セグメント情報」に記載のとおりです。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上収益	1,369億29百万円 (対前年同四半期連結累計期間)	23億20百万円減、1.7%減)
営業利益	258億14百万円 (同)	182億1百万円増、239.1%増)
税引前四半期利益	257億95百万円 (同)	183億57百万円増、246.8%増)
四半期利益	209億13百万円 (同)	153億93百万円増、278.9%増)
親会社の所有者に帰属する四半期利益	197億39百万円 (同)	142億94百万円増、262.5%増)

売上収益は、抗がん剤「レンビマ」及び抗てんかん剤「フィコンパ」(英文製品名「Fycompa」)が拡大するとともに、新たに連結子会社となったEAファーマ株式会社の貢献があった一方、日本における薬価改定や為替の影響により、全体では1,369億29百万円(前年同四半期連結累計期間比1.7%減)となりました。

セグメント別には、日本医薬品事業が前年同四半期連結累計期間から4.5%増と伸長したほか、アメリカス、中国、アジア医薬品事業においても現地通貨ベースで着実な成長を果たしました。

グローバルブランド4品目合計では、為替の影響を受ける中で、前年同四半期連結累計期間から20.3%増の171億75百万円となりました。4品目の内訳は、抗がん剤「ハラヴェン」93億68百万円、「レンビマ」43億78百万円、「フィコンパ」24億54百万円、肥満症治療剤「Belviq」9億74百万円でした。

営業利益は、オペレーションの高質化・効率化に加え、EAファーマ株式取得に伴う一時収益(割安購入益)計上により、258億14百万円(前年同四半期連結累計期間比239.1%増)となりました。

四半期利益は、209億13百万円(前年同四半期連結累計期間比278.9%増)、親会社の所有者に帰属する四半期利益は、197億39百万円(同262.5%増)となりました。

基本的1株当たり四半期利益は、69円3銭(前年同四半期連結累計期間より49円97銭増)となりました。

四半期利益にその他の包括利益を加減した四半期包括利益は、前連結会計年度末からの円高の影響で為替換算差額が大きく減少した結果、229億92百万円のマイナス(前年同四半期連結累計期間より431億61百万円減)となりました。

[セグメントの状況]

(各セグメントの売上収益は外部顧客に対するものです)

当社グループは、セグメントを医薬品事業とその他事業に区分しており、医薬品事業を構成する日本(医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等)、アメリカス(北米、中南米)、中国、アジア(韓国、台湾、香港、インド、アセアン等)、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)の5つの事業セグメントを報告セグメントとしています。

なお、当連結会計年度において、日本事業の継続的な成長に向けた再編に伴い、前連結会計年度に報告セグメントを構成していた「薬粧 - 日本」を「日本医薬品事業」へ統合しました。また、当連結会計年度より、医薬品事業及びその他事業のセグメント利益の算定方法を変更したため、連結損益計算書の「その他の損益」を医薬品事業とその他事業へ配分していません。前連結会計年度まで医薬品事業とその他事業へ配分していた「その他の損益」は、「親会社の本社管理費等」に含めて表示しています。当該変更による要約四半期連結財務諸表への重要な影響はありません。

なお、本資料のセグメント情報に関する前年同四半期連結累計期間の数値は、上記報告セグメントの変更及び算定方法の変更を反映していません。

< 日本医薬品事業 >

売上収益は771億9百万円(前年同四半期連結累計期間比4.5%増)、セグメント利益は291億21百万円(同8.6%減)でした。売上収益の内訳は、医療用医薬品が653億32百万円(同6.3%増)、ジェネリック医薬品が70億76百万円(同3.1%増)、一般用医薬品等が47億2百万円(同16.6%増)です。薬価改定及び前連結会計年度に診断薬事業子会社であったエーディア株式会社を譲渡した影響があったものの、EAファーマ株式会社の発足に加え、主力品の成長により、前年同四半期連結累計期間から成長を確保しました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、ファイザー社と共同販促を展開している疼痛治療剤「リリカ」の共同販促収入が60億79百万円(前年同四半期連結累計期間比6.5%増)、不眠症治療剤「ルネスタ」が19億1百万円(同36.3%増)とそれぞれ堅調に拡大し、新製品である「フィコンパ」は1億17百万円となりました。アルツハイマー型、レビー小体型認知症治療薬「アリセプト」は、薬価改定等の影響を受け89億39百万円(同21.8%減)となりました。オンコロジー領域では、「ハラヴェン」が19億74百万円(同8.3%増)、「レンビマ」が7億8百万円(同267.1%増)と成長を果たしました。さらに、ヒト型抗ヒトTNF モノクローナル抗体「ヒュミラ」は93億74百万円(同15.8%増)と順調に拡大しました。

2016年5月、「フィコンパ」を新発売しました。

< アメリカス医薬品事業 >

売上収益は、291億89百万円(前年同四半期連結累計期間比1.9%減、現地通貨ベースでは10.2%増)となりました。セグメント利益は、効率的なマーケティング活動による販売管理費の減少及び前年同四半期連結累計期間に発生した米国での構造改革による一時金の影響により、70億46百万円(同262.0%増、現地通貨ベースでは320.5%増)となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、抗てんかん剤「Banzel」が30億81百万円(前年同四半期連結累計期間比13.0%増)、「Fycompa」が12億1百万円(同63.6%増)とそれぞれ高い成長を果たしました。「Belviq」は9億74百万円(同33.6%減)でした。オンコロジー領域では、「レンビマ」が32億9百万円(同202.9%増)、制吐剤「Aloxi」が119億96百万円(同10.8%減)、「ハラヴェン」が41億98百万円(同4.9%減)となりました。

2016年4月、カナダにおいて「レンビマ」を新発売しました。

< 中国医薬品事業 >

売上収益は111億81百万円(前年同四半期連結累計期間比13.6%減、現地通貨ベースでは2.2%増)、セグメント利益は36億15百万円(同9.1%減、現地通貨ベースでは19.7%増)となりました。

品目別売上収益については、末梢性神経障害治療剤「メチコパール」が39億62百万円(前年同四半期連結累計期間比22.3%減)、肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強カミノファーゲンシー/グリチロン錠」が20億76百万円(同8.5%減)、「アリセプト」が13億80百万円(同0.1%増)となりました。

< アジア医薬品事業 >

売上収益は85億59百万円(前年同四半期連結累計期間比1.0%減、現地通貨ベースでは17.0%増)、セグメント利益は25億61百万円(同13.1%増、現地通貨ベースでは39.8%増)となりました。

品目別売上収益については、「アリセプト」が24億9百万円(前年同四半期連結累計期間比8.7%減)、「ヒュミラ」が23億77百万円(同6.4%増)、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」が8億76百万円(同5.8%増)となりました。

2016年6月、シンガポールにおいて「レンビマ」を新発売しました。

< EMEA医薬品事業 >

売上収益は90億39百万円(前年同四半期連結累計期間比11.0%減、現地通貨ベースでは0.3%減)、セグメント利益は33億68百万円(同73.2%増、現地通貨ベースでは89.7%増)となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、「Fycompa」が10億77百万円(前年同四半期連結累計期間比50.4%増)と高い成長を確保する一方、抗てんかん剤「Zonegran」が15億4百万円(同25.9%減)、抗てんかん剤「Zebinix」が6億92百万円(同22.7%減)となりました。オンコロジー領域で、「レンビマ」が4億41百万円(同5977.2%増)と大幅に拡大する一方、「ハラヴェン」は27億15百万円(同20.8%減)となりました。

[資産等の状況]

資産合計は、EAファーマ株式会社の取得に伴い増加した一方、前連結会計年度末からの円高に伴う海外子会社資産の減少、サンノーバ株式会社の譲渡に伴う売却目的で保有する資産の減少等により、9,630億54百万円(前連結会計年度末より109億33百万円減)となりました。

負債合計は、サンノーバ株式会社の譲渡に伴い売却目的で保有する資産に直接関連する負債が減少した一方、借入金の増加等により、前連結会計年度末より32億4百万円増加の4,003億63百万円となりました。

資本合計は、EAファーマ株式会社の取得に伴い資本剰余金が増加した一方、前連結会計年度末からの円高に伴う為替換算差額の減少により、前連結会計年度末より141億37百万円減少の5,626億91百万円となりました。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は56.7%(前連結会計年度末より2.2ポイント減)となりました。また、負債比率(Net DER)は0.04倍であり、前連結会計年度末から0.03ポイント増加しました。

* 負債比率(Net DER)の算式

(有利子負債(社債及び借入金) - 現金及び現金同等物 - 3カ月超預金等) ÷ 親会社の所有者に帰属する持分

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に運転資本の変動により47億76百万円の支出(前年同四半期連結累計期間は211億31百万円の収入)となりました。税引前四半期利益は257億95百万円、減価償却費及び償却費は79億54百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、233億62百万円の収入(前年同四半期連結累計期間は173億97百万円の支出)となりました。子会社の取得による収入は193億46百万円、子会社の売却による収入は64億59百万円となりました。なお、資本的支出等は234億33百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、147億33百万円の支出(前年同四半期連結累計期間より277億58百万円の支出減)となりました。配当金の支払いに228億81百万円を支出しました。

以上の結果、現金及び現金同等物の残高は、1,727億49百万円(前連結会計年度末より65億77百万円減)となりました。

なお、営業活動によるキャッシュ・フローから資本的支出等を差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、186億57百万円(前年同四半期連結累計期間より289億17百万円増)です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、本対応方針)として定めています。

2016年6月17日開催の社外取締役独立委員会において、以下の理由により、本対応方針の継続を旨とする提案を取締役会に行うことを決議しました。

本対応方針は、経営陣の恣意性が排除される仕組みであり、経営陣の保身を目的とするものではない

本対応方針は、その有効期間内であっても、毎年、見直し・廃止が検討できる

株主総会の取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様の意向を反映できる仕組みが確保されている

社外取締役独立委員会からの提案を受け、2016年8月3日開催の取締役会において、本対応方針の継続を決議しました。

本対応方針は、2006年2月開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入したものです。その後、2011年8月及び2016年4月の取締役会において、有効期間と一部記載事項を変更し、更新しています。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針]

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならない、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社(現指名委員会等設置会社)に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様の価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることになります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様にも事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家等であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要かどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- (1) (2) (3)
- 1) 当社が発行者である株券等 (1) について、保有者 (2) の株券等保有割合 (3) が15%以上となる買付その他取得 (4) (5) (6) (7)
- 2) 当社が発行する株券等 (8) について、公開買付け (8) に係る株券等 (8) の株券等所有割合 (8) 及びその特別関係者 (8) の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け

- (1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
(2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
(3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
(4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
(5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
(6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
(7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
(8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2. に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役CEOに対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役CEOからの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役CEOが提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役CEOの事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、会社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3. 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3. 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4. 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等を行うことはありません。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要な範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3. 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等を行うことはありません。

5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2. の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実(その期間と理由を含む)
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役会に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1. の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3. の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4. の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5. の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2. 及び6. の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2021年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

- (1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者(10)を除き、(i)当社が発行者である株券等(9)の保有者(11)で、当該株券等に係る株券等保有割合(11)が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(12)によって当社が発行者である株券等(13)の買付け等(14)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(15)に係る株券等所有割合(16)及びその者の特別関係者(17)の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、その共同保有者(18)(上記(i)に定めるとき)、その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、上記(1)ないし(17)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、上記(1)ないし(17)記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記(1)ないし(17)を総称して「特定大量保有者等」といいます。))は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。))又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。))以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。)

(9) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(10) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(11) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(12) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(13) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(14) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

(15) これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。

(16) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(17) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(18) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義されるものをいい、同条第6項に基づき共同保有者と見なされる者を含みます。

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6. 7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様に損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなくなります。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することとなります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3. 3) (1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様が必要となる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

(別紙1)

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役CEOが社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役CEOが提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、会社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費総額は、261億70百万円(前年同四半期連結累計期間比20.0%減)、売上収益比率は19.1%(前年同四半期連結累計期間より4.4ポイント減)です。

なお、当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

[開発品の状況]

抗がん剤「ハラヴェン」(一般名:エリブリン)は、乳がんに係る適応で、日本、米国、欧州、アジア等の60カ国以上で承認を取得しています。2016年8月、中国において、局所進行性・転移性乳がんに係る適応で新薬承認申請を行いました。2016年1月に米国で脂肪肉腫、同年2月に日本で悪性軟部腫瘍、同年5月に欧州で脂肪肉腫に係る適応で、それぞれ承認を取得しました。また、転移性トリプルネガティブ乳がんに対するMerck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A.の抗PD-1抗体ペムプロリズマブとの併用に関するフェーズ / 試験が進行中です。さらに、HER2ネガティブ乳がんに対して、Halozyme Therapeutics Inc.が開発中のPEG化遺伝子組換えヒト型ヒアルロン酸分解酵素PEGPH20との併用に関するフェーズ / 試験を開始しました。

抗がん剤「レンビマ」(一般名:レンパチニブ)について、甲状腺がんに係る適応で、45カ国以上で承認を取得しています。また、腎細胞がんに対する併用療法に係る適応で、2016年5月に米国で承認を取得し、同年7月に欧州医薬品庁の医薬品委員会から承認勧告を受領しました。さらに、肝細胞がんを対象とした日本、米国、欧州、中国、アジアにおけるフェーズ / 試験、ならびに胆道がんを対象とした日本におけるフェーズ / 試験が進行中です。その他、サードライン(単剤)及びRET 転座を有する非小細胞肺癌、子宮内膜がん等を対象としたフェーズ / 試験が進行中です。また、Merck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A.の抗PD-1抗体ペムプロリズマブとの併用による固形がんを対象としたフェーズ / 試験が進行中です。

抗てんかん剤「フィコンパ」(一般名:ペランパネル、英文製品名「Fycompa」)は、12歳以上の部分てんかん併用療法に係る適応で、50カ国以上で承認を取得しています。全般てんかんの強直間代発作に対する併用療法に係る適応拡大の承認を、40カ国以上で取得しました。日本では、2016年3月に部分てんかん及び強直間代発作の併用療法に係る適応で承認を取得しました。新たな剤形となる懸濁液について、2016年4月に米国で承認を取得し、同年7月に欧州医薬品庁の医薬品委員会から承認勧告を受領しました。部分てんかんの小児適応については、米国、欧州においてフェーズ / 試験が進行中です。

2016年6月、日本において、ヒト型抗ヒトTNF モノクローナル抗体「ヒュミラ」(一般名:アダリムマブ)について、40mg隔週投与で効果が減弱した中等症及び重症のクローン病患者様に対し、倍量の80mgを隔週投与する用法・用量の追加承認を取得しました。

2016年7月、メキシコにおいて、肥満症治療剤lorcaserin(米国製品名:「Belviq」)について、承認を取得しました。メキシコでは「VENESPRI」の製品名での発売を予定しています。

2016年7月、米国において、lorcaserinの1日1回製剤の剤形追加が米国FDAに承認されました。「Belviq XR」の製品名での発売を予定しています。

オレキシン受容体拮抗剤「E2006」(一般名:lemborexant)について、不眠症を対象としたフェーズ / 試験を日本、米国、欧州で開始しました。

(5) 従業員の状況

当第1四半期連結累計期間において、当連結グループの従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間における生産、商品仕入及び販売の実績は、次のとおりです。

[医薬品事業]

中国医薬品事業の生産実績が著しく増加しました。これは主に、蘇州工場の固体剤棟移設、拡充に備えた増産によるものです。

[その他事業]

その他事業の商品仕入及び販売実績が著しく減少しました。これは主に、前連結会計年度におけるエーザイフード・ケミカル株式会社(東京都)の譲渡によるものです。

(7) 主要な設備

2016年4月、当社は、EAファーマ株式会社(東京都)の60%の株式を取得し、同社を連結子会社としています。これに伴い、同社の保有する設備が当社グループの主要な設備となりました。

2016年4月、当社グループは、当社の連結子会社であるサンノーバ株式会社(群馬県)の全株式をアルフレッサホールディングス株式会社(東京都)へ譲渡しました。これに伴い、同社の保有する設備が当社グループの主要な設備から除外されています。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (2016年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2016年8月10日)	上場金融商品取引所名 または登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2016年6月30日	-	296,566	-	44,986	-	55,223

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2016年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,526,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 285,680,200	2,856,802	-
単元未満株式	普通株式 359,849	-	-
発行済株式総数	296,566,949	-	-
総株主の議決権	-	2,856,802	-

(注1) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)及び50株含まれています。

(注2) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、信託として保有する当社株式がそれぞれ109,300株(議決権の数1,093個)及び15株が含まれています。

(注3) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式89株が含まれています。

【自己株式等】

2016年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	10,526,900	-	10,526,900	3.55
計	-	10,526,900	-	10,526,900	3.55

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、要約四半期連結財務諸表を同第93条の規定により、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2016年4月1日から2016年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2016年4月1日から2016年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結損益計算書】

(単位:百万円)

		当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月 1日 至 2015年6月30日)
売上収益		136,929	139,249
売上原価		49,819	49,409
売上総利益		87,110	89,840
販売費及び一般管理費	注記6	43,681	49,872
研究開発費		26,170	32,727
その他の収益	注記7	10,274	418
その他の費用		1,719	46
営業利益		25,814	7,613
金融収益		688	665
金融費用		707	839
税引前四半期利益		25,795	7,438
法人所得税		4,883	1,918
四半期利益		20,913	5,520
四半期利益の帰属			
親会社所有者		19,739	5,445
非支配持分		1,174	75
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	注記8	69.03	19.06
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	注記8	68.92	19.01

(2) 【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月 1日 至 2015年6月30日)
四半期利益	20,913	5,520
その他の包括利益		
損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,223	2,847
小計	2,223	2,847
損益にその後に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	41,363	11,760
キャッシュ・フロー・ヘッジ	319	41
小計	41,682	11,802
その他の包括利益合計	43,905	14,649
四半期包括利益	22,992	20,169
四半期包括利益の帰属		
親会社所有者	24,149	20,092
非支配持分	1,157	77

(3) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2016年6月30日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
資産		
非流動資産		
有形固定資産	100,355	104,555
のれん	159,652	174,877
無形資産	104,464	104,163
その他の金融資産	注記9 40,856	43,824
その他	8,763	7,139
繰延税金資産	90,983	91,630
非流動資産合計	505,072	526,188
流動資産		
棚卸資産	73,058	73,677
営業債権及びその他の債権	171,160	147,664
その他の金融資産	注記9 19,478	19,542
その他	21,537	20,305
現金及び現金同等物	172,749	176,830
小計	457,982	438,018
売却目的で保有する資産	注記10 -	9,782
流動資産合計	457,982	447,800
資産合計	963,054	973,987

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2016年6月30日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	44,986	44,986
資本剰余金	77,560	58,232
自己株式	36,397	36,231
利益剰余金	389,738	394,974
その他の資本の構成要素	70,046	111,701
親会社の所有者に帰属する持分合計	545,933	573,661
非支配持分	16,758	3,168
資本合計	562,691	576,828
負債		
非流動負債		
借入金	210,654	203,593
その他の金融負債	注記9 3,571	3,214
退職後給付に係る負債	13,780	13,203
引当金	1,201	1,189
その他	21,072	20,962
繰延税金負債	317	287
非流動負債合計	250,595	242,448
流動負債		
営業債務及びその他の債務	54,494	56,399
その他の金融負債	注記9 6,091	4,221
未払法人所得税	4,388	5,437
引当金	10,875	11,143
その他	73,919	74,728
小計	149,768	151,927
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	注記10 -	2,784
流動負債合計	149,768	154,711
負債合計	400,363	397,159
資本及び負債合計	963,054	973,987

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					その他の資本 の構成要素
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	
期首残高 (2016年4月1日)	44,986	58,232	36,231	394,974	-	-
四半期利益	-	-	-	19,739	-	-
その他の包括利益合計	-	-	-	-	2,233	-
四半期包括利益	-	-	-	19,739	2,233	-
剰余金の配当	注記11	-	-	22,881	-	-
株式報酬取引	-	163	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	258	-	-	-
自己株式の処分	-	55	93	-	-	-
支配の喪失を伴わない 持分の変動	-	19,478	-	-	-	-
子会社の取得	-	-	-	-	-	-
振替	-	-	-	2,233	2,233	-
その他	-	41	-	140	-	-
合計	-	19,328	165	24,975	2,233	-
期末残高 (2016年6月30日)	44,986	77,560	36,397	389,738	-	-

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に帰属 する持分合計	非支配持分	資本合計
在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	その他の資本 の構成要素 合計				
期首残高 (2016年4月1日)	112,837	1,136	111,701	573,661	3,168	576,828
四半期利益	-	-	-	19,739	1,174	20,913
その他の包括利益合計	41,336	319	43,888	43,888	17	43,905
四半期包括利益	41,336	319	43,888	24,149	1,157	22,992
剰余金の配当	注記11	-	-	22,881	1,440	24,321
株式報酬取引	-	-	-	163	-	163
自己株式の取得	-	-	-	258	-	258
自己株式の処分	-	-	-	147	-	147
支配の喪失を伴わない 持分の変動	-	-	-	19,478	522	20,000
子会社の取得	-	-	-	-	13,320	13,320
振替	-	-	2,233	-	-	-
その他	-	-	-	98	31	130
合計	-	-	2,233	3,578	12,433	8,855
期末残高 (2016年6月30日)	71,501	1,455	70,046	545,933	16,758	562,691

前第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本 の構成要素
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産
期首残高 (2015年4月1日)	44,986	58,040	37,308	387,967	-
四半期利益	-	-	-	5,445	-
その他の包括利益合計	-	-	-	-	2,847
四半期包括利益	-	-	-	5,445	2,847
剰余金の配当	注記11	-	-	22,856	-
株式報酬取引	-	71	-	-	-
自己株式の取得	-	-	42	-	-
自己株式の処分	-	102	309	-	-
振替	-	-	-	2,847	2,847
その他	-	-	-	25	-
合計	-	31	267	19,983	2,847
期末残高 (2015年6月30日)	44,986	58,071	37,041	373,428	-

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に帰属 する持分合計	非支配持分	資本合計
在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	その他の資本 の構成要素 合計				
期首残高 (2015年4月1日)	145,475	411	145,064	598,749	3,313	602,061
四半期利益	-	-	-	5,445	75	5,520
その他の包括利益合計	11,759	41	14,647	14,647	2	14,649
四半期包括利益	11,759	41	14,647	20,092	77	20,169
剰余金の配当	注記11	-	-	22,856	18	22,874
株式報酬取引	-	-	-	71	-	71
自己株式の取得	-	-	-	42	-	42
自己株式の処分	-	-	-	411	-	411
振替	-	-	2,847	-	-	-
その他	-	-	-	25	1	25
合計	-	-	2,847	22,532	18	22,551
期末残高 (2015年6月30日)	157,234	370	156,865	596,308	3,372	599,680

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月 1日 至 2015年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	25,795	7,438
減価償却費及び償却費	7,954	10,339
運転資本の増減額(は増加)	23,855	9,845
利息及び配当金の受取額	679	607
利息の支払額	654	969
法人所得税の支払額	5,196	2,813
法人所得税の還付額	332	195
その他	9,831	3,510
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,776	21,131
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,387	1,468
有形固定資産の売却による収入	228	213
無形資産の取得による支出	1,214	30,136
子会社の取得による収入	注記12 19,346	-
子会社の売却による収入	注記13 6,459	-
金融資産の取得による支出	2,665	4,482
金融資産の売却・償還による収入	2,435	4,347
3カ月超預金の預入による支出	1,762	3,696
3カ月超預金の払戻による収入	1,855	17,848
その他	66	22
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,362	17,397
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	-	10,263
長期借入れによる収入	9,981	-
社債の償還による支出	-	30,000
配当金の支払額	22,881	22,856
その他	1,832	102
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,733	42,491
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,430	4,139
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,577	34,619
現金及び現金同等物の期首残高	179,326	173,335
現金及び現金同等物の期末残高	172,749	138,716

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

当社は日本国にある株式会社であり、東京証券取引所市場第一部(TSE:4523)に上場しています。

当社グループは、当社、連結子会社46社及び関連会社1社で構成され、その事業内容を、医薬品事業とその他事業に区分しています。医薬品事業では、医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等の研究開発・製造・販売を行っています。

2. 要約四半期連結財務諸表作成の基礎

(1) 準拠の表明

当社は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、要約四半期連結財務諸表を同第93条の規定により、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。当要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報は含んでいないため、2016年3月31日に終了した連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品、退職後給付制度に係る資産・負債等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 表示通貨及び表示単位

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しており、百万円未満を四捨五入しています。

3. 重要な会計方針

当要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下の基準書及び解釈指針を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。当社グループが、当該基準書及び解釈指針を適用したことによる、当要約四半期連結財務諸表への重要な影響はありません。

基準書及び解釈指針	強制適用開始時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用開始時期	概要
IAS第16号 有形固定資産 IAS第38号 無形資産	2016年1月1日	2017年3月期	減価償却及び償却の許容される方法の明確化
IFRS第11号 共同支配の取決め	2016年1月1日	2017年3月期	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理
IAS第1号 財務諸表の表示	2016年1月1日	2017年3月期	重要性に応じた開示の取り扱いの明確化
IFRS第10号 連結財務諸表 IFRS第12号 他の企業への関与の開示 IAS第28号 関連会社及び共同支配企業に対する投資	2016年1月1日	2017年3月期	投資企業に関する連結・持分法の例外規定適用の明確化

4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、経営者の見積り及び判断を含んでいます。

見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しています。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しています。

当要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した見積り及び判断と同一です。

5. セグメント情報

当社グループは、セグメントを医薬品事業とその他事業に区分しており、医薬品事業を構成する日本(医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等)、アメリカス(北米、中南米)、中国、アジア(韓国、台湾、香港、インド、アセアン等)、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)の5つの事業セグメントを報告セグメントとしています。

なお、当連結会計年度において、日本事業の継続的な成長に向けた再編に伴い、前連結会計年度に報告セグメントを構成していた「薬粧 - 日本」を「日本医薬品事業」へ統合しました。

また、当連結会計年度より、医薬品事業及びその他事業のセグメント利益の算定方法を変更したため、連結損益計算書の「その他の損益」を医薬品事業とその他事業へ配分していません。前連結会計年度まで医薬品事業とその他事業へ配分していた「その他の損益」は、「親会社の本社管理費等」に含めて表示しています。当該変更による当要約四半期連結財務諸表への重要な影響はありません。

前連結会計年度のセグメント情報には上記変更を反映しています。

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日)		前第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月 1日 至 2015年6月30日)	
	外部顧客への 売上収益	セグメント利益	外部顧客への 売上収益	セグメント利益
医薬品事業				
日本	77,109	29,121	73,803	31,865
アメリカス	29,189	7,046	29,752	1,946
中国	11,181	3,615	12,947	3,976
アジア	8,559	2,561	8,647	2,263
EMEA	9,039	3,368	10,162	1,944
報告セグメント計	135,078	45,710	135,310	41,995
その他事業(注1)	1,851	521	3,938	559
事業計	136,929	46,232	139,249	42,554
研究開発費(注2)	-	26,170	-	32,727
親会社の本社管理費等(注3)	-	3,601	-	2,214
割安購入益	-	9,283	-	-
子会社株式売却益	-	70	-	-
要約四半期連結損益計算書の営業利益	-	25,814	-	7,613

(注1) その他事業は、親会社の医薬品原料などに係る事業です。

(注2) 当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

(注3) 親会社の本社管理費等は、当社グループ全体の運営に係る費用等です。

6. 販売費及び一般管理費

前第1四半期連結累計期間において、米国における構造改革に伴う解雇給付2,046百万円を計上しています。

7. その他の収益

当第1四半期連結累計期間において、EAファーマ株式会社(東京都)の取得による割安購入益9,283百万円、及びサンノーバ株式会社(群馬県)の譲渡による子会社株式売却益70百万円をそれぞれ計上しています。

8. 1株当たり四半期利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益

各第1四半期連結累計期間における基本的1株当たり四半期利益の算定の基礎は、次のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月 1日 至 2015年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	19,739	5,445
期中平均普通株式数(千株)(注1)	285,929	285,652
基本的1株当たり四半期利益(円)	69.03	19.06

(注1) 上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式には、信託として保有する当社株式を含めています。

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

各第1四半期連結累計期間における希薄化後1株当たり四半期利益の算定の基礎は、次のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月 1日 至 2015年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	19,739	5,445
四半期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益(百万円)	19,739	5,445
期中平均普通株式数(千株)(注1)	285,929	285,652
ストック・オプションに係る調整株数(千株)	487	816
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	286,416	286,468
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	68.92	19.01

(注1) 上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式には、信託として保有する当社株式を含めています。

9. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

当要約第1四半期連結財務諸表において使用する主な金融資産・負債の公正価値の算定方法は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において使用した算定方法と同一です。

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける金融資産・負債の公正価値の測定レベル及び公正価値ヒエラルキーのレベル別内訳は、次のとおりです。

レベル1: 活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2: レベル1以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル3: 観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

当第1四半期連結会計期間末(2016年6月30日)

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
< 金融資産 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	-	5,110	-	5,110
債券	-	776	-	776
その他	-	5,135	-	5,135
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	31,275	-	4,608	35,883
合計	31,275	11,021	4,608	46,904
< 金融負債 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	2,516	-	2,516
合計	-	2,516	-	2,516

前連結会計年度末(2016年3月31日)

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
< 金融資産 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	-	5,281	-	5,281
債券	-	850	-	850
その他	-	3,993	-	3,993
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	34,677	-	4,459	39,137
合計	34,677	10,123	4,459	49,260
< 金融負債 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	1,728	-	1,728
合計	-	1,728	-	1,728

10. 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債

前連結会計年度末における売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債は、サンノーバ株式会社に係るものです。当第1四半期連結会計期間において、サンノーバ株式会社の全株式をアルフレッサホールディングス株式会社(東京都)へ譲渡する手続きが完了しました。

11. 配当

各第1四半期連結累計期間において当社が支払った普通株式に関する配当金は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日)	前第1四半期連結累計期間 (自 2015年4月 1日 至 2015年6月30日)
期末配当(1株当たり配当額)	22,881 (80円)	22,856 (80円)

12. 企業結合

2016年4月1日、当社は、日本国内の消化器疾患領域に関連する事業の一部を吸収分割の方法により分割し、味の素株式会社(東京都)の100%子会社である味の素製薬株式会社(東京都)がこれを承継しました。本吸収分割により、当社は、事業の抛出に対する対価として、味の素製薬株式会社の株式を取得し、議決権の60%を保有する連結子会社としました。

取得日時点における当社の抛出事業及び味の素製薬株式会社の株式の公正価値は、第三者機関による評価(ディスカウントティッド・キャッシュ・フロー法)を参考とし、それぞれ50,000百万円、33,320百万円としました。そのため、本吸収分割により、抛出事業の公正価値に対する当社持分が40%(20,000百万円)減少し、味の素製薬株式会社の株式の公正価値に対する当社持分が60%(20,000百万円)増加しています。

なお、本吸収分割において、当社から味の素製薬株式会社に移転した資産及び負債の帳簿価額(純額)は1,305百万円です。本吸収分割により、抛出事業の資産及び負債の帳簿価額(純額)に対する当社持分が40%(522百万円)減少しています。

当社の抛出事業に対する当社持分の減少は、資本取引として会計処理しています。抛出事業の資産及び負債の帳簿価額(純額)に対する当社持分の減少額522百万円は非支配持分に計上し、当該非支配持分と抛出事業の公正価値に対する持分減少額20,000百万円との差額19,478百万円は資本剰余金に計上しています。

味の素製薬株式会社に対する当社持分の増加は、同社を被取得企業とした取得法により会計処理をしており、その概要は次のとおりです。

(1) 被取得企業の名称

味の素製薬株式会社(新会社名: EAファーマ株式会社)

(2) 取得日

2016年4月1日

(3) 株式の取得方法と議決権割合

当社は、本吸収分割の対価として、味の素製薬株式会社の普通株式6,000株(議決権の所有割合60%)を取得しました。

(4) 企業結合の主な目的

消化器疾患領域は、未だ満たされない医療ニーズの高い領域です。当社の消化器疾患領域事業と味の素製薬株式会社の事業が統合することにより、新統合会社は、上部・下部消化管及び肝臓、膵臓を網羅的にカバーする品揃えを有する国内最大級の消化器スペシャリティファーマとなり、同疾患領域においてさらに幅広いソリューションと専門性の高い情報の提供が可能となります。また、双方の開発品を組み合わせることで継続的な新薬上市に向けた開発パイプラインの拡充が実現し、両社の知見・ノウハウを一体化することにより、革新的新薬の創出を目指します。新統合会社は、販売シナジーのほか、重複機能の見直し等の効率化の追求により収益性を高め、新薬開発のための十分な資源を確保し、継続的な成長を企図します。

(5) 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値、割安購入益

(単位:百万円)

	取得日 (2016年4月1日)
取得対価(注1)	20,000
被取得企業の非支配持分(注2)	13,320
取得した資産及び引き受けた負債	
有形固定資産	4,141
無形資産	11,161
その他の非流動資産	3,198
現金及び現金同等物	19,346
その他の流動資産	23,859
非流動負債	3,932
流動負債	15,169
合計	42,603
割安購入益(注3)	9,283

- (注1) 取得対価は、当社の抛出事業の事業価値50,000百万円に対する非支配持分の割合40%で測定しています。
 なお、当企業結合に関わる取得関連費用は270百万円であり、販売費及び一般管理費にて費用として認識していません。前連結会計年度に費用として認識した取得関連費用は250百万円、当第1四半期連結累計期間に費用として認識した取得関連費用は20百万円です。
- (注2) 当社は、当企業結合における被取得企業の非支配持分について、被取得企業の株式の公正価値33,320百万円に対する持分割合40%で測定する方法を選択しました。
- (注3) 当社は、取得日時点の入手可能なすべての情報に基づき、取得した資産及び引き受けた負債を公正価値評価しました。この結果、公正価値で測定された取得した資産及び引き受けた負債の合計42,603百万円が、取得対価20,000百万円と被取得企業の非支配持分13,320百万円の合計33,320百万円を上回ったため、当該差額9,283百万円を割安購入益として、その他の収益にて一括収益認識しています。

(6) 子会社の取得による収入

当企業結合の取得対価は、当社の抛出事業に対する40%の持分であり、現金の支払はありません。そのため、当企業結合における子会社の取得による収入は、取得した子会社が取得日に保有していた現金及び現金同等物19,346百万円です。

(7) 被取得企業の売上収益及び四半期利益

被取得企業の財務諸表は、取得日である2016年4月1日から当社の連結財務諸表に含めています。
 当要約四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の内部取引消去前の売上収益は17,078百万円、四半期利益は2,919百万円です。なお、当該被取得企業の売上収益及び四半期利益には、当社の抛出事業に係る売上収益8,490百万円及び四半期利益が含まれています。

13. 子会社の譲渡

2016年4月1日、当社グループは、当社の連結子会社であるサンノーバ株式会社の全株式をアルフレッサ ホールディングス株式会社へ譲渡しました。

(1) 受取対価、支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)
受取対価	8,955
支配の喪失を伴う資産及び負債	
有形固定資産	5,430
その他の非流動資産	144
現金及び現金同等物	2,495
その他の流動資産	3,661
非流動負債	1,093
流動負債	1,754
子会社株式売却益	70

(2) 子会社の売却による収入

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)
現金による受取対価	8,955
売却した子会社における現金及び現金同等物	2,495
子会社の売却による収入	6,459

14. 財務諸表の承認

当社代表執行役CEOである内藤晴夫及び常務執行役CFOである柳良平は、2016年8月10日付で当要約四半期連結財務諸表を承認しています。

2【その他】

2016年5月13日開催の当社取締役会において、2016年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、第104期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)の期末配当を行う旨を決議しました。配当金の総額及び1株当たりの金額は、「1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 11.配当」に記載のとおりです。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2016年8月10日

エーザイ株式会社

代表執行役CEO 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 博史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 健太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2016年4月1日から2016年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2016年4月1日から2016年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の2016年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

(注2) XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。